課題解決に向けての基本的な方策（案）

1　地域での支援体制の構築

（1）基本的な考え方

全ての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら，地域住民や行政，事業者がともに協力・連携するなかで，保健・医療・福祉などのサービスについて，気軽に相談を受け，サービスに関する情報を提供することができるよう，地域での支援体制の整備を進めます。

（2）現状と課題

市民意識の向上と市民ニーズの多様化・複雑化などにより，行政が主体となって提供するサービスのみでは，利用者の実態に合った対応が難しい場面が生じている状況があることから，これからの市の福祉施策や事業の展開においては，市民や地域で活動している団体の自由で柔軟な発想を生かすための仕組みづくりが求められています。

□　地域での交流や人とのつながりの希薄化
□　地域で活動している特定の人への負担の集中
□　町会の加入率の低下と組織の高齢化
□　活動を次世代につなげていくためのマンパワーの不足
□　活動団体の厳しい財政事情
□　公的サービスを補完する地域活動の必要性

（3）推進の方向性

地域住民の参加による活動を展開していくためには，活動の意義や必要性を住民自らが理解し，行動することが重要です。

このためにも，町会や医療機関，福祉施設などの社会資源を活用するとともに，地域において活動の核となる人材の育成などを通じて，身近な地域で相談やサービスが受けられる体制の整備を進めていきます。

■　日常的な近所付き合いの再構築
■　信頼できる人間関係の構築
■　公的サービスを補完する多様な地域活動の推進
■　若い世代や働き盛りの世代が参加しやすい活動の設定
■　団塊の世代の活動への参加の促進
■　情報の共有化による多方面からの支援体制の構築

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　向こう三軒両隣的な活動は，町会活動，在宅福祉委員，民生委員の連携により今後重要な位置付けになる。
■　高齢者の孤独死，引きこもりなどをどのようにしたら気付いていけるかということも大切ではないか。隣近所へのあいさつから始まる声かけが支え合いにつながる。
■　在宅福祉委員と民生委員の連絡網を充実させることにより，心配な方を早く見つけることができると思う。
■　在宅福祉ふれあい活動に取り組んでいるが，若い人が入ってこないため，高齢者が高齢者の世話をしている状況である。

（5）私達ができること

- 地域でできることは地域で担うという考え方で，地域福祉の活動に参画する。
- 声かけ等による近隣との日常的なつながりの中で，福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談，連絡する。
- 地域の福祉に関心を持ち，自分の経験や知識を活かしつつ，できることから活動に参画していく。

（6）地域ができること

- 行政や活動団体，地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 活動団体同士が持つ情報を共有し，身近な地域で様々な立場から支援することができる体制を作る。
- 行政と市民をつなぐ活動を充実させる。
- 活発な活動を展開している団体を参考に，自分達の地域の実情に合った取組を考える。

（7）行政ができること

- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を提供する。
- 出前講座や懇談会の開催等を通じて，地域活動を支援する。
- 地域において活動の核となるボランティアやＮＰＯ法人等の活動を支援する。
- 地域活動の拠点となる場の確保を支援する。

2　住民参加・人材育成の促進

（1）基本的な考え方

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには，住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら，主体的に活動へ参加していくことが重要であり，そのためにも，生きがいづくりや交流事業などの充実に努めるほか，活動への参加機会の拡大や場の提供，さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

（2）現状と課題

地域住民が自立した生活を送るためには，それを支える社会的機運の高まりが必要です。
そのため，地域住民による活動のすそ野の拡大やその意義について理解できるよう，情報提供や様々な相談への対応が必要であり，地域住民による活動が円滑に継続できるような環境の整備が求められています。

□　地域で活動している特定の人への負担の集中
□　町会活動等への参加者の減少
□　活動を次世代につなげていくためのマンパワーの不足
□　行政や地域包括支援センターなどの相談窓口へつなげる役割を担う人の確保
□　地域活動に参加する機会の充実

（3）推進の方向性

地域福祉を進めるためには，福祉はすべての人にとって「自分自身の問題」であるという意識の醸成と，市民自らの活動への参加が大切です。

また，地域や社会の人間関係の中でボランティアグループを作り，市民による自主的な活動が地域の実情にあった活動へと結びついていくことが重要です。

このためにも，市民の意識や気運を高め，地域で核となる役割を担う人の育成を支援していきます。

■　公的サービスを補完する多様な地域活動の推進
■　地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
■　住民参加の機会の拡大
■　地域活動に係る相談体制の充実
■　地域活動に関する研修等の機会の提供
■　知識や経験を活かしながら活動に参画できる仕組みの構築
■　ボランティアなど地域活動の体験ができる機会の提供

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　町会活動にはできるだけ子供が参加するものを取り入れている。
■　町会で子育てについての相談ができるようにしてほしい。
■　画一的ではなく，地域ごとのあり方を認めることが必要である。
■　定年を迎えた方々が，自分の能力を生かしたボランティア活動により地域に貢献することを望む。
■　町会に入る若い世代が少ないのは，町会活動に携わる人が高齢化し，やることが地味となり，魅力がないからかもしれない。
■　町会の活動は高齢者対象のものが多いが，小さくてもいいので誰でも参加できる行事を続けていけば良いと思う。
■　高齢者と児童の交流はあるが，その間の世代をどう巻き込むかが課題である。

（5）私達ができること

- 近隣での交流を図り，見守りや助け合いを推進する。
- 地域の福祉に関心を持ち，自分の経験や知識を活かしつつ，できることから活動に参画していく。
- 一人では活動に参加したがらない人がいるときには，積極的に声をかけ，誘い合う。

（6）地域ができること

- 行政や活動団体，地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 町会館等の身近な場所で活動の体験ができるようにするなど，住民参加の機会を提供する。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくる。
- 住民同士が知り合うきっかけづくりを検討する。

（7）行政ができること

- 地域活動に参加するための情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に市民が参加できる機会を提供する。
- 出前講座や懇談会の開催等を通じて，地域活動への参加を促進する。
- 地域でできる簡単な介助に関する講習を実施する。

３　活動団体の連携体制の整備

（1）基本的な考え方

少子高齢化や核家族化の進行などにより，地域では様々な課題が生じており，これらの課題について公的な福祉サービスだけでは対応することができないことから，基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ，住民が主体的に関わり支え合う，地域の「新たな支え合い」が求められています。

このため，多様な民間の活動団体が担い手となり，それぞれの団体が有する専門的な知識・能力を共有し連携を図りながら，きめ細かな活動をすることにより地域の課題の解決を目指します。

（2）現状と課題

市においては，多様な民間の活動団体によりそれぞれサービスが提供されていますが，このような団体が有機的に連携・協力しネットワークを形成することは，地域住民の活動を支援する基盤づくりとして重要であり，また，市民意識の向上とニーズの多様化・複雑化などにより，保健・福祉・医療・教育・住宅などの多種多様な専門的知識に基づくサービスの提供が求められています。

□　専門分野の知識だけでは市民のニーズに対応できない実態
□　異業種による総合的なネットワーク体制の必要性
□　多様なサービスメニューの必要性

（3）推進の方向性

地域住民による活動が継続的に行われていく過程において，活動団体同士に生まれる多様なネットワークは，活動に新たな視点と発見をもたらすとともに，活動を円滑に進める推進力になります。

そのためにも，相互の理解が得られるよう，情報交換や行政と事業者の横断的な連携を推進するとともに，交流の機会や場の確保などを進めていきます。

■　情報交換や交流の機会の設定
■　個々の組織が持つ専門的なノウハウの提供・共有
■　協働して活動できる組織の創出

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　従来の町会，民生委員を主体とした活動に加えて，新しい時代のボランティアやＮＰＯ，サービス事業所，地域包括支援センターなどがかみ合って新しい地域活動の展開を図っていくことも大事である。
■　民生委員，在宅福祉委員，町会の活動の中でいろいろな行事があるが，それぞれ別ではなく３者が連携しながら進めてはどうか。
■　地域包括支援センターと民生委員･町会などの横の連絡体制ができれば活動が楽になる。
■　民生委員でも在宅福祉委員でも自分で対応できなければ，誰かに相談することが大事である。相談先を確保していることが重要である。
■　町会は，地域の自治活動の基点になっているので，町会を中心として，いろいろな団体を取り込みながら，活動を進めていく必要があると思う。

（5）私達ができること

- 様々な団体の活動に関心を持ち，自らが行っている活動に関する情報については，積極的に提供する。

（6）地域ができること

- 福祉に関わる活動団体同士の情報交換ができる体制を設ける。
- 地域包括支援センターが有する関係機関とのネットワークを地域活動に活用する。
- 個々の団体で対応できない課題は，他の団体の取組を参考にするなど，連携を深めて解決策を見出していく。

（7）行政ができること

- 活動団体に関する情報の提供を充実する。
- 従来の町会，民生委員・児童委員を主体とした活動に加えて，ボランティアやＮＰＯ，サービス提供事業者，地域包括支援センターなどが連携した，新しい地域活動の展開を支援する。

4　情報の共有化の促進

（1）基本的な考え方

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員･児童委員, 社会福祉協議会, 地域包括支援センターなどでは，それぞれが地域で活動し，様々な支援を行っていますが, それぞれが持つ情報を共有化することにより，地域での要援護者への対応などが円滑に進められることから，基本的人権に配慮しながら，情報の共有化を促進します。

（2）現状と課題

これまで,「引きこもり」や「閉じこもり」などの生活課題に対しては，民生委員・児童委員や事業者などが，個々の立場で対応することがほとんどですが，そのような対応には限界があることに加え，対応者の負担の増大にもつながるなどの課題があります。

複雑化・多様化した地域の生活課題を解決するためには，きめ細かなサービスが迅速かつ適切に提供されなければならないことから, 地域福祉の推進に大きな役割を担っている町会, 民生委員・児童委員，関係団体，事業者および行政がそれぞれの持つ情報を共有することが求められています。

□　プライバシーの尊重と守秘義務の問題による対応の行き詰まり

（3）推進の方向性

有効な情報が共有できないために支援が遅れたり，生活課題に対応できないという状況を回避するため,「生きた情報」をキーワードに，関係機関が有機的に連携し，情報の共有化によるネットワークづくりを進め,「迅速･的確」なサービスにつなげる体制の構築に努めます。

■　情報交換や交流の機会の設定

■　プライバシーや個人情報の取扱いに関する正しい知識の普及と啓発

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　プライバシーの問題については，個人情報の扱い方を市がいろいろな手法で市民に正しく知らせ，協力を得られるようにする必要がある。

■　それぞれの地域に様々な団体があるが，団体同士の横のつながり，情報の共有がうまくできていない。

■　プライバシー保護の問題もあるが，高齢者や障がい者などの要援護者に関する情報の共有をしなければ災害時等の援助はできない。

■　安否確認をしようとしてもプライバシーの関係などから断られることがある。

（5）私達ができること

- プライバシーに関する正しい知識を習得し，過敏になりすぎない。
- 声かけ等による近隣との日常的なつながりの中で，福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談，連絡する。

（6）地域ができること

- 行政や活動団体，市民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 地域活動に関する情報の共有の仕方について，地域の実情に合った方法を検討する。
- プライバシーに関する正しい知識を習得し，個人情報を適切に取り扱う。

（7）行政ができること

- 公的サービスに関する情報の提供を充実する。
- 出前講座や地域懇談会の開催等に関する情報を提供する。
- 地域での情報交換会の開催など，情報の共有化のための場を設ける。
- 地域での福祉活動に必要な個人情報の取り扱いについて考え方を整理する。

5　地域資源の活用

（1）基本的な考え方

地域福祉の目的の一つは，地域住民の参加を促し，地域の中で共に支え合う体制を構築することですが，その実現のためには，身近な地域で相談し，地域住民が必要な情報を得られることが重要であり，また，住民と地域において活動している人との交流などが求められていることから，町会館などの利用のほか，福祉施設などの職員が有する専門的な知識を活かす取組を促進します。

（2）現状と課題

市内には，総合福祉センターや町会館，集会所などを拠点として，様々な地域活動が展開されていますが，それ以外にも福祉施設や医療機関等，活動拠点となり得る施設が数多くあります。

これからは，活動拠点としての場の確保とともに，地域において地域包括支援センターや福祉施設等の専門職員が有する知識や当該地域の取組に関する情報が得られ，必要なサービスにつながる体制の構築が求められています。

□　地域活動の拠点となり，地域住民が気軽に集える場の確保
□　各施設の機能や役割の相互理解，補完関係の構築
□　福祉施設等の専門職員の地域活動への参加

（3）推進の方向性

町会館をはじめ，保育所，児童館，特別養護老人ホーム等の社会福祉施設などの社会資源を活用し，身近な地域での相談や福祉サービスにつなげる体制の構築と地域における活動の拠点の拡充など，ソフト・ハード両面にわたる活動の促進に努めていきます。

■　既存の資源を活用した，地域住民の活動の場の確保
■　施設職員が持つ専門的知識の共有化
■　地域包括支援センターの機能の拡充
■　地域におけるマンパワーの掘り起こし

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　保育園は地域のなかで一つの拠点になっていかなければならないという流れになってきている。
■　地域包括支援センターのような地域における子育ての拠点があれば良い。
■　地域にあらゆる人が集まれる場所が欲しい。
■　若い人もお年寄りも，引きこもりの傾向が出ているので，そういう方々が気軽に集まれるような場所を多く作ってほしい。

（5）私達ができること

- 地域の福祉に関心を持ち，自分の経験や知識を活かしつつ，できることから活動に参画していく。
- ボランティア活動等の場として，空き店舗などの活用方法を検討する。

（6）地域ができること

- 身近な地域で見守りや相談などの支援に携わることができる環境をつくる。
- 関係団体同士の連携，ネットワークづくりを進め，機能や役割の補完関係の構築など，地域資源としての強化を図る。
- 町会館や集会所などを高齢者や障がい者，児童との交流の場として活用する。

（7）行政ができること

- 身近な地域で相談を受けられる体制を整備する。
- 事業者や関係団体に対し空き家や空き店舗などの社会資源の活用を働きかける。

６　意識の醸成

（1）基本的な考え方

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは対応することができなくなってきている状況を踏まえ，地域福祉を推進するためには，その意義を市民自らが理解し，責任と自覚を持って参加していくことが重要であり，福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから，こうした意識の啓発に取り組みます。

（2）現状と課題

地域福祉を推進するためには,市民自らが福祉サービスの担い手であることを自覚し,様々な活動への参加などを通じて自己研鑽に励むとともに，地域福祉の意義や地域の特性を知る学習の機会を持つことが必要です。

また，福祉サービスを利用する人と提供する人が対等な立場にあるという意識を共有することが求められています。

□　地域で支え合う意識の低下
□　福祉サービスに関する知識の習得
□　ボランティア意識の醸成
□　福祉サービス利用者の尊厳の重視と権利の擁護に関する意識の啓発

（3）推進の方向性

地域福祉を推進するためには，地域で生活する全ての人がお互いに理解し合い，思いやることが必要であることから，こうした意識のさらなる普及・啓発に努めます。

■　地域住民が主体となって活動するという意識の醸成
■　ノーマライゼーション理念の普及・啓発
■　地域活動に関する研修等への参加の促進
■　地域活動に係る相談体制の充実

（4）策定委員会・地域懇談会での意見等

■　行政に負担を与えないようにするため，今後は高齢者同士で支えあうことも必要となるので，住民の意識を高めることが大切である。
■　ＰＴＡ，町会の行事で共通している悩みは，子どもは参加するが,親は参加しないことである。
■　地域の中で自分達を見守る立場の人達がいることを子どもに教えなければならない。また，大人は自分の子どもだけでなく地域の一員として地域の子どもを守る意識を持ってほしい。
■　子ども達には障がい者などに対する思いやりを育む教育が必要である。
■　若い人達を対象に，もっと福祉に興味を持ってもらえる行事を行うことが大事である。
■　福祉は受けるもので，自分から行動するものではないという意識が一般的であるため，サービスを受けた人が他の人を助けることもあるという意識を持たなければならず，そのために地域福祉計画があると思う。

（5）私達ができること

- 地域での子育てやボランティアグループの活動などについて関心を持つ。
- 福祉を特定の人だけのものととらえずに，自分もいつかは関わる問題としてとらえる。
- 自らの生きがいづくりとして地域活動に参加してみる。
- 地域の福祉に関心を持ち，自分の経験や知識を活かしつつ，できることから活動に参画していく。
- 各種の交流会や学習会に積極的に参加し，知識の習得に努める。
- 普段から何でも話し合える仲間や友達をつくり交流を深める。

（6）地域ができること

- 地域の中で活動する場合に，福祉的な視点からの取組を考えてみる。
- 町会館や集会所などで，高齢者や障がい者，児童との交流を推進する。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくる。
- 地域活動において協力や分担のできることを話し合う。

（7）行政ができること

- 学校において福祉計画を推進する。
- 出前講座や地域懇談会の開催等を通じて，地域福祉の意識の醸成を図る。
- 地域活動への参加を通じた生きがいづくりを進める。
- 活動団体同士の交流の機会を設け，活動の輪を広げる。
- 地域で研修会や交流会を開催し，地域で支え合う意識の醸成を図る。

地域福祉計画を推進していくための具体的な施策

1　地域福祉活動の適切な圏域の設定

（1）施策の必要性

地域福祉活動では，地域に生活する住民にしか見えない生活課題や，身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになるため，自ずとそのような課題が見えるような，小さな圏域を単位として行われることになります。

一方で，現在は団体の活動内容により重層的に圏域が設定されており，その圏域の範囲で個別に活動が展開されていますが，サービスが行き届き人のふれあいが生ずる範囲には限界があるため，それぞれの圏域の大きさに応じた取組やネットワークづくりが求められます。

（2）施策の進め方

取組ごとに，地域の実情に応じた適切な圏域を設定します。

2　地域福祉コーディネーターの設置

（1）施策の必要性

地域福祉活動では，地域の高齢化や関係団体との連携が十分に図られていない等のため，活動が思うように進まないといった状況や，住民では対応できない事例にぶつかることもあります。

このようなことから，地域福祉活動がうまく進むよう，住民間や住民と様々な関係者とのネットワークづくりなど，地域の福祉課題を解決するための調整役として地域福祉コーディネーターを設置します。

（2）施策の進め方

地域福祉コーディネーターの役割や配置箇所を地域の実情に応じて整理し，行政の支援のもと社会福祉協議会と関係団体が連携を図りながら適切な人材を確保していきます。

3　モデル地区での実践

圏域の設定やコーディネーターの設置については，その有効性や課題を見出すために，モデル地区で実践し，検証することとします。